

欧州グリーンディールと農林水産業

基礎研究部長 平澤明彦

EUの行政府に当たる欧州委員会は、2019年12月11日に包括的な気候・環境対策「欧州グリーンディール」の概要案を公表した。農林水産業に影響のある点を紹介したい。

1 欧州グリーンディールとは

これは12月1日に就任したフォン・デア・ライエン新委員長(任期5年間)が公約の第一番目に掲げた目玉の政策である。氏は就任から百日以内つまり20年3月上旬までに詳細案を提出すると約束した。今回発表された概要案は、温暖化ガスの排出削減とそれに関わる再生可能エネルギー・循環経済・建築の効率向上・輸送、次いで環境保全に関わるフードシステム・生態系・汚染ゼロ目標、そしてそれらを実現するための財源調達・研究と革新・移行支援・教育、ステークホルダーによる欧州環境協定といった広範な領域と多くの施策を含んでいる。以下ではそのうちの排出削減とフードシステムの内容を確認する。

2 排出削減目標の法制化と引上げ

温暖化ガスの排出削減については、20年3月までに欧州初の「気候法」案を提出し、排出量を遅くとも50年には実質ゼロにする目標を定める。これは欧州委員会が18年に打ち出した構想を法制化するものである。また、これまで30年に向けた削減率目標は1990年対比40%であったが、それでは2050年目標に間に合わないため50%ないし55%に引上げを目指す(20年夏までに計画を提出)。そしてそれに伴い、21年6月までには①排出量取引制度(ETS)および、②土地利用・土地利用変化・林業

(LULUCF)規則を必要に応じて見直す。

①のETSについては対象部門を拡大する方向であり、これまでの固定施設と航空に加えて、海事・陸上輸送・建物の参加を検討する。また、排出削減の不十分な国との貿易による不利益(炭素リーケージ)を防ぐために一部の部門で炭素国境調整措置を導入し、これまでなされてきた排出量の無償割当等を代替しようとしている。市況の低迷が続くETSのでこ入れを図る措置と思われる。

農業は18年以来、輸送・建物・廃棄物管理とともに非ETS部門として一括して30年までの削減目標(05年対比30%)が課されている。輸送や建物が新たにETSに組み込まれれば、農業は数少ない非ETS部門の一つとして残されることになる。また、非ETS部門の削減目標も改めて検討が必要となる。

②のLULUCF規則は各国の森林、耕地、草地、湿地などの排出量が吸収量を上回ってはならないことと、排出量・吸収量の算定方法を定めている。したがって上記の見直しにより、この規則が改正されれば農林業にも何らかの影響が見込まれる。なお、既存制度では、農林業は食料安全保障や生物多様性など多面的な政策目的に関わっていることから温暖化緩和に貢献する余地は比較的限られているとみなされ、非ETS部門における排出削減目標の設定時にもその点が考慮されている。また、吸収量が排出量を上回る場合は、その超過分をETS対象部門の目標未達成分を相殺するのに一定の範囲内で用いることができる。

3 ファーム・トゥ・フォーク戦略と 農林水産業

農業生産から消費までにわたるフードシステムについては、公正で健康に良く環境に配慮したものにするための「ファーム・トゥ・フォーク」戦略を21年春に提出し、フードチェーンの全段階にわたる広範なステークホルダーとの議論を開始する予定である。この構想には以下にみるとおり農林水産業への直接的な言及が多くみられる。

とくに共通農業政策(CAP)と共通漁業政策は、次期中期財政でそれぞれ予算の40%および30%が気候対策に貢献するよう求められていることもあり、ファーム・トゥ・フォーク戦略の極めて重要な手段^(注3)として、農業者・漁業者に相応の生活を保証しながら望ましい移行を支援するよう位置付けられている。

次期CAP(21~27年)の開始が22年以降にずれ込む見込みであることから、各加盟国がそれまでに策定するCAP戦略計画にグリーンディールとファーム・トゥ・フォーク戦略の目標を十分に反映させることを目指す。とくに各種の持続可能な農業慣行の利用が想定されている。また、CAPにおける成果重視の新たな運営方式を活用し、追加的な環境直接支払(エコスキーム)などの施策は、農業者による環境・気候対応の成果、具体的には水質改善と温暖化ガス排出削減に向けた(肥料など)栄養素管理の改善や、土壌への炭素貯蔵などに対して報酬を支払う。

次期CAP戦略計画は、化学殺虫剤・肥料・抗生物質の利用削減(および殺虫剤のリスク低

減)にかかる目標の高度化も反映しなければならない。同計画で過剰栄養素由来の水質汚染を抑制することは、21年に採択予定の「汚染ゼロ行動計画」にも貢献する。病虫害防除については革新的な方法を開発する必要がある。共通漁業政策には漁業の生態系に対する悪影響の縮小が期待されている。生態系全般の改善・回復については法制化など必要な措置を検討する。

食料源の観点からは、持続可能な海産物は低炭素の食料源として期待され、また革新的な食料・飼料や藻類ベースの海産物などの開発は循環経済(循環型経済)の実現に貢献する。

食料の流通・消費の段階では、持続可能な食料消費を促進するために、電子的手段などにより詳細な情報を消費者に提供し、健康的で持続可能な食品の選択と食品廃棄の削減を助ける。また、EUの環境基準を満たさない輸入食品はEU市場で認められないとしており注目される。さらに、バリューチェーンにおける農業者の立場を改善する提案も予定されている。

ファーム・トゥ・フォーク以外の分野では、20年3月に生物多様性戦略を提出し、さらにそれに基づいてEU森林戦略を策定し、効果的な造林と森林保全・回復を目指す。森林にはCO₂吸収の拡大や、森林火災の減少、バイオエコノミーの促進が期待されている。

このように欧州グリーンディール、とくにファーム・トゥ・フォーク戦略は農林水産業に幅広い関わりがある。実際の影響を見きわめるには、施策の具体化を待つ必要がある。

<参考文献>

- ・ European Commission (2019) "The European Green Deal", COM (2019) 640 final.
- ・ Von der Leyen, Ursula (2019) "Union that strives for more-My agenda for Europe", political guidelines for the next European Commission 2019-2024.

(ひらさわ あきひこ)

(注1) 公約の段階では「炭素国境税」であった。

(注2) これらの施策はETS(2005年開始)の「第4段階」に相当するものと考えられる。

(注3) ただし、ファーム・トゥ・フォークの主管は保健衛生・食品安全総局であるのに対して、農業と漁業は農業総局の管轄である。